

2 介第 137 号
令和 2 年(2020 年) 6 月 1 日

社会福祉法人長野県社会福祉協議会会長 様
NPO 法人長野県介護支援専門員協会会長 様

長野県健康福祉部介護支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護支援専門員資格の臨時的な取扱いについて(通知)

このことについて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、介護支援専門員法定研修を延期したことにより、資格更新前に有効期間の満了を迎えてしまう介護支援専門員について、本県が認める期間内は下記のとおり介護支援専門員の資格を喪失しないこととします。ご了承くださいの上、会員等の周知につき、ご協力をお願いします。

記

1 対象となる介護支援専門員

介護支援専門員又は主任介護支援専門員としての資格の有効期間が令和 2 年 2 月 25 日以降に満了するもの。

2 資格を喪失しないとする期間

介護支援専門員資格…令和 3 年 3 月 31 日まで

主任介護支援専門員資格…令和 4 年 3 月 31 日まで

3 その他留意事項について

(1)延長後の有効期間が記載された専門員証等の交付は行いません。

(2)対象者が資格を更新する際には、本来の有効期間満了日から 5 年間延長した介護支援専門員証を交付します。

(3)現在交付されている介護支援専門員証等の有効期間が満了した後に、介護支援専門員が市町村等から介護支援専門員証等の提示を求められた場合は、本通知を合わせて提示することにより有効期間を延長したことを証するものとします。

(4)更新研修の時期及び会場が変更になったことにより、当該介護支援専門員研修を受講できず、令和 3 年 3 月 31 日までに資格を更新できない者については、個別に対応しますので、当課担当まで問い合わせるようにご案内ください。

長野県健康福祉部介護支援課

(課長) 篠原 長久

(介護支援専門員資格担当) 永井 泰介

(主任介護支援専門員資格担当) 福嶋 史皓

TEL 026-235-7121

E-mail kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp